

第六回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第五号

昭和二十四年十一月十七日(木曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事大泉 寛三君 理事川西 清君

理事川本 末治君 理事野村孝太郎君

理事久保田鶴松君 理事藤田 義光君

理事立花 敏男君 理事田中 豊君

生田 和平君 河原伊三郎君

清水 逸平君 龍野喜一郎君

大矢 省三君 門司 亮君

床次 徳二君 鈴木 幹雄君

出席政府委員

地方自治行政次官 小野 哲君

(地方自治行政
総務部長) 鈴木 俊一君

総務府事務官

委員外の出席者

総務府事務官 長野 志郎君

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

十一月十六日

地方配付税法の特例に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

三六号)

地方行政調査委員會議設置法案(内

閣提出第三七号)

十一月十五日

消防団員の災害補償制度制定の請願

(石原圓吉君紹介)(第三六八号)

市町村独立税の税目拡充に関する請

願(石原圓吉君紹介)(第三六九号)

地方起債の大幅許可と償還期限延長

並びに利率引下げの請願(石原圓吉

君紹介)(第三七〇号)

地方自治法の一部改正に関する請願

(石原圓吉君紹介)(第三七一号)

地方配付税法の特例に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

三六号)

地方行政調査委員會議設置法案(内

閣提出第三七号)

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二七号)

地方配付税法の特例に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

三六号)

地方行政調査委員會議設置法案(内

閣提出第三七号)

〇中島委員長 これより會議を開きま

す。

昨日理事會を開きました。その

経過の概要を御報告申し上げます。

昨日理事會におきましては、現在提

出されている法案並びにこれより提出

されるべき予想を持つておる法案に対

しまして、審議の方法あるいはその他に

ついて協議をいたしました。ついで先

般委員長に一任されました行政整理に

関する委員派遣の件をお諮りしまし

て、大体今月下旬ごろにおいて関西方

面に二名、関東方面に二名、計四名の

委員を派遣したいというようなことに

決定いたしました。以上御報告申し上

げます。

本日の日程は、地方自治法の一部を

改正する法律案、内閣提出第二七号、

地方配付税法の特例に関する法律の

一部を改正する法律案、内閣提出第

三六号、及び地方行政調査委員會議設

置法案、内閣提出第三七号の三件であ

ります。

日程の順序を変更いたしました。ま

ず去る十五日本委員会に付託されま

した地方配付税法の特例に関する法律

の一部を改正する法律案及び地方行政

調査委員會議設置法案を、順次政府より

その提案理由の説明を聴取いたしたい

と考えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇中島委員長 それでは日程を変更し

まして、さようとりはからうことにい

たします。まず地方配付税法の特例に

関する法律の一部を改正する法律案に

ついて、政府の提案理由の説明を求め

ます。

地方配付税法の特例に関する法

律の一部を改正する法律案

地方配付税法の特例に関する

法律の一部を改正する法律

案(昭和二十四年法律第四十五号)の一

部を次のように改正する。

「百分の三十三・一四」を「徴収

額の百分の三十三・一四」に、「百

分の十六・二九」を「徴収額のうち

六百六十六億八千七百五十一万八千

円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

〇小野政府委員 ただいま議題となり

ました地方配付税法の一部を改正する

法律案につきまして、その提案の理由

及び内容の概略を御説明申し上げます。

今年度の地方財政は、地方を通ず

る総合予算の均衡を徹底するために、

極端に圧縮を余儀なくされたことにつ

いては、ここに申し述べる必要のない

ところでありますが、なかなか地方

配付税がその法定率三三・一四%を地

方配付税法の特例に関する法律によつ

て一六・二九%に切り下げられたこと

は、今年度の地方財政の運営をして困

難さわまりないものとしたのでありま

す。地方団体としてはやむを得ず経費

の支出に極度の切詰めを行つたにもか

かわらず、各種災害が相次いで起り、

これに伴う財政支出をも余儀なくされ

るに及んでとうてい地方財政の均衡を

保持することができなくなりましたの

で、政府としては今回補正予算におい

て九十億円の地方配付税の増額をする

こととし、別途御審議を願つてゐる次

第であります。しかして右に伴い、こ

こに地方配付税法の特例に関する法律

の一部を改正する法律案を提出するこ

といたしましたのであります。改正案の

内容は、昭和二十四年度に限り配付税

の額が所得税及び法人税の徴収額の一

六・二九%とあつたのを、当該徴収額

のうち六百六十七億八千七百五十一

万八千円に改めたこととあります。六

百六十七億八千七百五十一万八千円と

申しますのは、一六・二九%で算定した

本年度の地方配付税額が五百七十六億

八千七百五十一万八千円、これに補正

予算計上分の九十億を加えた額であり

ます。

なおこれを定率によらずして定額と

いたしましたのは、明年度以降は御存

じのごとく地方配付税を廃止して、新

たに地方財政平衡交付金制度を創設す

ることとなりましたので、全面的にこ

れに切りかえる必要があり、定率制を

とる結果、地方配付税の額に増減を来

すことは、適当ではないと考えたこと

に基くものであります。

最後に一言すべきは、この程度の地

方配付税の増額をもつてしても、窮迫

の極にある地方財政にとつては、とう

ていその十分なる需要をまかなうに足

りないのであります。不足分は歳出

の節約によつて相殺するごとく指導す

る方針でございます。

以上簡潔であります。本改正法律

案の提案理由並びにその内容について

御説明申し上げた次第であります。何

とぞ御審議の上、すみやかに議決

せられんことを希望いたします。

〇中島委員長 次に地方行政調査委員

會議設置法案の提案理由の説明を求め

ます。

地方行政調査委員会設置法案
地方行政調査委員会設置法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方行政調査委員会設置法の所掌事務の範囲、権限及び組織を明確に定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條第一項の規定に基づいて、臨時に、総理府の機関として、地方行政調査委員会(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務の範囲及び権限)

第三條 会議は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため、地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に報告する。

2 前項の計画は、左に掲げる事項に関するものとする。

- 一 市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整
- 二 地方公共団体の機関に委任して行ふ事務の調整
- 三 前二号に掲げる調整に照応する国庫補助金等に関する制度の改正

四 前三号に掲げるものを除く外、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に伴い必要な事項

(法律案の提出)

第四條 内閣は、前條の計画に関する法律案の国会提出等に関して

は、会議の勧告を尊重しなければならない。

(組織)

第五條 会議は、内閣総理大臣が両議院の同意を経て任命する委員五人をもつて組織する。

2 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

- 一 全国の都道府県知事の連合組織の代表者が推薦した者 一人
- 二 全国の市長の連合組織の代表者が推薦した者 一人
- 三 全国の町村長の連合組織の代表者が推薦した者 一人

(議長)

第六條 会議に、議長を置く。

2 議長は、委員のうちから互選する。議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 議長は、会務を総理し、及び会議を代表する。

(議事の運営)

第七條 会議は、委員四人以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前二項に規定するものを除く外、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

(参考人の出頭等)

第八條 会議は、第三條の計画の調査立案に関し必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求め、又は関係行政機関若しくは地方公共団体等に対し記録の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出頭を命ぜられた参考人は、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の旅費及び日当を受ける。

(専門調査員)

第九條 会議に、専門的事項を調査させるため、専門調査員二十人以上を置く。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とすることができ、

(事務局)

第十條 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局の内部組織は、議長が定める。

(関係行政機関又は地方公共団体との連絡)

第十一條 会議は、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、職員のうちから会議と当該行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたる者の指名を求めることができる。

2 前項の規定による指名を受けた者は、当該行政機関又は地方公共団体の所掌する事務に関し、資料の提出その他会議と関係行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十條中「第十六條」を「第十五條」に改める。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 総理府の機関として、臨時に地方行政調査委員会を置く。

2 地方行政調査委員会は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に報告するための機関とする。

3 地方行政調査委員会の組織及び所掌事務については、地方行政調査委員会設置法(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和 年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 地方行政調査委員 会議の議長及び委員

別表中「衆議院及び参議院の事務総長」を「衆議院及び参議院の事務総長、地方行政調査委員会事務総長」に、「全国選挙管理委員会事務総長」を「全国選挙管理委員会事務総長」に改める。

4 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改める。

第二條第一項総理府の欄中

「本府 一二、二五四人」を「本府 一二、二六〇人」に、「計 一五八、二七二人」を「計 一五八、一三三人」に、合計の欄中「八七三、二二一人」を「八七三、二二七人」に改める。

○小野政府委員 地方行政調査委員会設置法案の提案理由及びその内容の概略を説明いたします。

地方自治を拡充強化することは、新憲法の基本方針の一つでありまして、新憲法の施行以来、この線に沿つて地方自治法、地方財政法、地方税法等の制定改正が行われ、着々その成果を見つつあることは、各位の御承知の通りであります。しかしながら今日の地方自治制度の改革によりはばその成果をあげ得ましたのは、主として地方公共団体の機構及び運営に関する部分における民主化の徹底についてでありまして、地方公共団体の処理すべき自治事務、及びその裏づけとなるべき財源の賦與等の部分につきましても、遺憾ながらいまだ十分な成績を収めておらず、新憲法の理想といたします地方分権の確立は、まだ／＼不徹底の所を免れない状態にあるのであります。

先般来朝したシャープ使節団は、この地方自治の欠陥を指摘して、わが国の民主化を推進するためには、強力な地方公共団体をつくる必要があることを、そのために地方公共団体の財政力を強化する方策と並んで、国と地方公共団体の事務の配分を再検討し、まず市町村に、次に都道府県に優先権を置き、国は地方公共団体では有効に処理することができない事務のみを引受け

るように、事務の再配分を行うべきことを勧告してゐるのであります。そしてこの事務の再配分の目的のために、五人の委員からなる特別の委員会を即刻設置すべきことを勧告してゐるのであります。政府はこの勧告の趣旨を尊重いたしました、思い切つて地方分権を断行し、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進する見地から、地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して、国会に勧告する任務及び権限を有する地方行政調査委員会を設置することとし、これに関する法律案を今期国会に提案いたしますこととしたのであります。

次にこの法律案の内容の概略を説明いたします。地方行政調査委員会は、国家行政組織法第八條第一項の規定に基いて、総理府の機関として臨時に設置するものとしたのであります。その任務の重要性にかんがみて、総理府に置かれる各種の審議会のごとき従属的性格を帯びる総理府の附属機関とすることなく、日本學術會議と並び、相当独自の性格を持つ機関とすることとしたのであります。

会議は、地方分権の本旨にのっとり、地方自治を拡充強化して、国政の民主化を推進するため、地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して、国会に勧告することをもつてその任務とするものであります。その計画の内容となるべき事項をさらに具体的に申し上げれば、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整及び地方公共団体の機関に対する委任事務の調整、並びにこれらに照応する国庫補助金等に関する制度の改正、その他事務の配分の調整に伴ひ起るべき必要な事項であります。従ひましてこの事務の配分の調整に関する計画の立案に伴つて、たとえば府県、市町村等の規模の適正化ということに ついても、研究を進めることになるであらうと予想せられるのであります。なお会議の勧告に基いて、もし内閣において直接それを具体化する法律案を作成し、国会に提出するという場合におきましては、できる限りその勧告を尊重するように明記したのであります。

次に会議の組織であります。会議は内閣総理大臣が任命する委員五人で組織することとなつておりますが、五人の委員のうち、三人はシャウブ報告書に従ひ、全国の知事、市長及び町村長の各連合組織の代表者が、それ／＼推薦する者でなければならぬものといたしております。なお会議は内閣に對する勧告のみならず、国会に對する勧告権をも有しており、かつその立案にかゝる計画は、わが国將來の国政及び地方自治の方向に、重大な影響を及ぼすものでありますので、委員の任命については両議院の同意を経ることとして、慎重を期することとしたのであります。會議の所掌事務の遂行のためには、關係行政機關及び地方公共団体と密接に連絡するとともに、適時資料を収集する必要がありますので、調査立案のため必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求め、または關係行政機關もしくは地方公共団体等に対し

て、記録の提出を求める権限を認めるとともに、關係行政機關または地方公共団体の長に對し、職員のうちから、會議と關係行政機關または地方公共団体との連絡にあたる者の指名を求めることができることとしたのであります。最後に、會議に、専門的事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置くとともに、會議の事務を処理させるため、事務局を置くこととしたのであります。専門調査員は、會議の特異な性格にかんがみ、重大な職責を有しておりますので、広く適材を得るため非常勤とすることができるといたしております。

なお、會議の所掌事務は、さぶる広範囲にわたつており、かつ短期間にその任務を終えなければなりませんので、事務局には相當数の職員を配置する必要がありますと存じますが、政府といたしましては、行政整理を断行した直後のことでもあり、新規に定員を増加することは極力避けなければならぬとのので、とりあえず総理府の定員のうち、新給與実施本部の廃止によつて減少する定員六人を、會議の事務局に配置することとしたいと存じます。以上地方行政調査委員會議設置法案の提案の理由及びその内容の概略を説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第でございます。

○中島委員長 両案に對する質疑は次回に譲ることにいたします。

○中島委員長 これより地方自治法の一部を改正する法律案に對し、質疑を継続いたします。

まず通告順によりまして質疑を許します。鈴木幹雄君。

○鈴木（幹）委員 私は昭和二十三年度の法律第七十九号にありますところの、いわゆる戦時中に合併いたしました市町村の分離の問題につきまして、政府の調査に基く結果をお聞きしたいと思つてあります。前の本委員会におきまして、戦時中に合併いたしました市町村の分離に關しまして、今日まで問題になつた案件を数字的に承り、そのうちにおきまして府県會の議決によりまして、分離の問題がその当該市町村の投票の結果と合致するものと、相反するものととの数字の一応の結果を拜聴いたしましたのであります。それによりまして、分離を希望いたしますにもかかわらず府県會の議決が要件となつておりますがゆゑに、多く希望に反するところの結果が出ておる。ないしはその案件の審議未了のままに今日に至つておる実情が相當あるのであります。そのときに何がゆゑに分離を希望しておるにもかかわらず、府県會がこれと反對の議決をいたしましたか。もしくは今日まで審議が決定を見ないかといふことにつきまして、政府の方においで二應調査をお願いいたしましたように記憶をいたしておるのであります。私は大体個人の意見といたしまして、戦時中に町村合併が行われた事實は、全国的に顯著なるものがあります。そのうちには今日の異なりました社会情勢と經濟、政治情勢のもとにおきましては、戦時中に合併したものを分離するといふやむを得ざる理由、もしくはそれの方に、より合理的な理由があるものと認めるものであります。従つてこの分離に關しまして、府県會の議決を要

件といたしますがゆゑに、希望いたしており、もしくは合理的の理由がありまして、その分離ができないといふような結果が、非常に多いといひますならば、私はこの特例につきまして改正を有意にいたさなければならぬいかと思つてあります。かような意味におきまして自治庁方面におきまして、調査の結果がわかつておりますならば、この機会に拜聴したい、かような趣旨から質問申し上げたのであります。

○小野政府委員 ただいまの鈴木委員からの御質問に對しましてお答えをいたします。市町村の分離問題に關しましては、先般本委員会において御質問がございまして、私からも見解を御説明申し上げたのでございしますが、なおただいま鈴木委員から市町村の分離問題に關して地方の實情に關する調査、特に地方議會の議決に關する点についての、調査の説明の御要求がございましたので、この点につきましては鈴木部長から御説明を申し上げたいと存じます。

○鈴木（俊）政府委員 附則第二條の分離に關しまして、關係の區域で投票が成立をいたしました、府縣の議會においてその議決を経るという際に、どういふような審議の状況になつておるか、否決の理由あるいは可決の理由はどういふことであるかといふようなお尋ねのようになつておりますが、これはそれ／＼の市町村につきまして、いずれも理由は若干異なるつておるやうであります。手もとにある府縣から報告をいたして参りました資料によりまして、代表的なもの二、三件につきまして申し上げたいと存じますが、大体その審議の中心

は、はたしてその戦時中の編入あるいは合併が、いわゆる官憲の強力なる要請、あるいは当時の関係した軍等の強力なる要請というものに基いて行われたものであるか。それとも真に自発的、自主的な合併であつたかという点を、やはり審議の一番大きな重点にいたしておるようであります。この点につきましても、分離の請求をいたしております側の方は、そこに当時の官憲あるいは軍部の強力な干渉があつたというふうに主張いたしておりますし、また否決いたしました議会側といたしましては、そういうような事実はない、関係の地方団体議会あるいは部落常会等においても、全員一致でこれは承認されたものである、強力な要請はそこに認められないというようなことで言つておりますし、また可決をいたしましたものは、そういう事実があつたということを、まず第一に判定をいたしておるわけでありまして、この点が一番大きな議会審議の項目になつておるようであります。それから次は、分離の結果がどのような影響を今後に及ぼすかという点を、やはり審議の中心にいたしておるようであります。分離の結果非常に小さな町村がまた新しくできるということになつて、地方自治制度の改正も、非常に多くの事務的な、また財政的な負担を担当しておる町村としては、ことに自治体警察を持ち、あるいは新制中学を持たなければならぬというような、そういう状況においては、あまり小さくなることは好ましくない。また経済九原則からいって、全体の行政費というものは、できるだけ節減をして行かなければならぬのに、分村をするということは、

そういう方面にも反することになるといふような理由を、主として否決いたします場合の理由として掲げているようであります。そういうようなことを県会の意見書として政府側の方へ要望して来ているような向きもございまして、これに反しまして、可決をいたしましたものにつきましても、やはり分離におきましても、その関係の町村は十分独立して行ける、自立して行けるという事実を認定いたしておるようであります。大体大ざっぱにわけますと、はたして過去にそういう弊害があつたかどうかということ、今後自立できるかどうかということ、この二点を中心にして審議をいたしておるような次第であります。

○鈴木(幹)委員 大体たゞいまの鈴木政府委員の説明によりまして、事情は一応原則的にはわかるのであります。できますれば今日起つておりますものは三十数件あるように聞いておりますが、その梗概を資料として配付していただくように、委員長からひとつごつせん願ひしたいと思います。

○中島委員長 鈴木委員の御要求の資料は、専門員の方と連絡いたしまして提出することにしたのであります。

○鈴木(幹)委員 お願いいたします。

○中島委員長 川西清君。

○川西委員 私のお尋ねしたいことの第一は、やはりたゞいま鈴木君がお尋ねになりました附則第二條に關するのとであります。たゞいま自治庁の当局より議会の議決の理由、実情その他について御答弁があつたのでありますけれども、それとちよつと角度をかえまして、自治法その他わが国の各種の

法律におきまして、住民投票ということはその物事をきめる最終的なものでありまして、憲法を住民投票に付するものと、その他いろいろございまして、住民投票は最終的な決定をなすものでありまして、その他にその後においてまたこれを左右するということ何らかの段階があるという事例は、ほかにないと思うのでありますけれども、それに対して法的な御見解をまず第一点として伺ひたいのであります。

それとは大体反対方向からの質問にまたなるのでありますけれども、戦時中に合併した町村の分離に對しまして、これが道府県会の議決を要することとに現在なつておることは、今申した通りであります。これに對して現在二つの議論があることは御承知の通りでありまして、一部におきましては、戦時中の合併ではありますけれども、この合併によりましてでき上りました既存の形態、すでに統合されて現在一つの区域になつてやつておる行政を、さらに変更することは、当該市町村が行財政上執行不能に陥りまして、回復すべからざる事態を生ずるおそれがあること等を考慮いたしまして、当該地方公共団体の議會をして、これを適正に決定せしめんとする現行法の趣旨が、妥當であるという考え方も少くないのであります。これを分離いたした際に、行財政上の混乱から執行不能に陥るような混乱が起るのであります。またお考えになるところの御見解、様子をお聞きしたいのであります。さらに分離した市町村の復元について、議会の議決を要件とする規定の

削除についての反対理由といたしまして、シャウプ勧告によつて町村の合併を非常に促進するような方向をたどつておられる際に、これを分割する方向へ向うといふことは、ちよつと逆行ではないかといふのであります。これは昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日に至るまでの間についての特例でありますけれども、その時期以外の町村におきましても、非常に特殊の事情によりまして分離したいところがあるのであります。それを第二條におきまして、戦時中の合併町村に限りまして、非常にわかれやすい、わかれるのに有利な條文が加わつたのでありますけれども、これは都道府県議会の議決を経るといふ文句を削除いたしますれば、戦時中と戦時中以外の同じ問題に對しますところの均衡の幅が広がると思ふのであります。それについてのお考えを伺ひたい次第であります。まずその辺のことについて御答弁を願ひます。

○小野政府委員 たゞいま川西委員からの御質問は、主として市町村の戦時中に統合いたしましたものの分離に關する問題でございまして、御質問の中には法理論の問題もございまして、また實際分離した場合において地方行政、特に市町村行政の面において、混乱を生ずるおそれがないかというような点もございまして、またシャウプ勧告の線に沿つて事務の再配分を行ひまして、市町村等の地方公共団体の配置分等をも研究しなければならぬ場合において、分村との關係をどういふふうにと調和をとるべきであるかといふような、種々なる御質問があつたのでございまして、この点につきましては

あとで鈴木部長から詳細御説明申し上げたいと存じますが、地方自治法の附則第二條において、地方議会の議決を規定いたしておりますことは、住民投票が實際に行われます場合において、それがはたして適正に行われておるかどうかという法の運営を保証するため、いわば監視的な機能を地方議会に與えられておるものと考えられるのでございまして、従ひまして必ずしも都道府県の議会の議決が、法律的には全然必要がないといふことは言えないのでないか、かように思うのでございまして。

その他の問題につきましては、鈴木部長から説明いたしますから、お聞き取りを願ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 たゞいまのお尋ねの第一点は、政務次官から御答弁申し上げましたので、第二点以下につきまして申し上げます。

分権をいたします結果、地方財政上どのような混乱を生ずるかという点でございまして、この点は先ほども申しましたように、自治法制定以来市町村に對しまして、相当程度新しく事務を処理する権能が認められて来たわけでありまして、いろいろの行政事務の処理とか、あるいは教育、警察、消防等につきまして、従来国の権限を相当程度に分権いたしておるわけでありまして、そういうような仕事を処理いたして行くためには、やはり相当程度の能力を持つ市町村であることが必要であるわけでありまして、そこで警察とか消防とか、あるいは新制中等等につきましても、都市としてそれ／＼新しく移譲せられた権限に基いて、一定の計画をつくりまして、予算的あるいは行政的な措置をとりつつ

進んでいるところに、途中で分村が行われることになり、たとえ新制中学校を維持して行く場合に、分離せられて行った新しい町村は一体どうするか、結局分離はいたしましても、何か組合というような形で、前の市と関係を持たない、なか／＼自立して新制中学をつくるということが、困難な場合が多いのではないかと、いろいろなことが、やはり一番問題になつておるようであり、ところが、もちろん分離をいたしますと、感情的にもやはり前の市と同じような組合をつくることは、困難になるといふようなことで、いろいろの問題が起つておるのではないかと思ひます。まあ一番大きな問題は、そういう新制中学の維持といふようなことになつて来ておると思ひますが、自治体警察も、従来は都市として自治体警察を持つておりましたものが分離いたしましたために、今度は国家地方警察になる、こういうことになるわけであり、このことは、経費の点から申しますと、国が警察費用を負担することになつて、その経費は軽くなるわけであり、しかし自治能力の点から申しますと、警察関係が処理できないという点は、やはり後退のようになり、これは、最も著しい、そういうような点で困難の最も著しい例ではないかと思ひますが、そのような点にも十分たえ得るような部分が市から分離するような場合には、分離する町村は自立できるのではありませんが、残存の市部の方は、そういう有力な部分が抜けることによつて、非常に市の経済が困難になるといふような例もないではないのであります。ただそういう困難があるにもか

わらず、戦時中に行われました強権的な措置といふものは、やはり連合国の一つの管理政策として是正する必要があるといふようなところから、こういうような形のものが生れて来たように思ふのであります。大体困難と予想せられるものは、以上のようなものであらうと思ひます。

それから第三点のお尋ねの、シャウブ勧告から申して小さな町村をつくることは逆行ではないかという点であります。この点はまづたくお説の通りでございます。将来、ただいま御審議中の地方行政調査委員会というやうなものにおきまして、相当地方分権の案が考えられ、市町村が多く事務を担当するといふことになつて参りますと、勢い行政的、財政的能力の相当ある市町村でなければならぬと思ふのであります。そういう点から申しますならば、分村といふことは、原則としては好ましくないといふことが言えると思ふのであります。ただそういう要求と、戦時中に行われました不當なる干渉による合併といふものがあり、ならば、そういうものを是正するといふ問題は、これはやはり別個の見地から考へて行かなければならぬものであらう、こう考へておるものであります。それから、なお戦時中の合併以外のそれ以前に行われました合併等で不適当なものについては、容易に分離できるやうな制度がないのは権衡を失してはしないかといふ点であります、この点は、結果といたしましては、お説の通り権衡を失してゐるわけであり、戦時中に行われました不当なる干渉に基く合併の是正といふことは、これはやはり今日の日本の置かれてお

ます情勢から、当然に第一次的に是正の方法が立法的にも考えられなければならぬと思ふのであります、戦時中以前のもののつきましては、これはそういう見地を離れまして、やはり考へるべきであらうと思ふのであります。戦争前の場合におきましても、不当なる干渉による合併が全然ないとは申せないのであらうと思ふのであります、そういうやうなものについて、一般的に制度として考へることの必要はないといふふうにお考えを申すし、また今後の町村の規模の拡充といふやうな点から考へましても、そういうやうなことを促進するやうな制度を、この際新たに設ける必要はないのではないかと、ふに考へておる次第であります。

○川西委員 大体御答弁の趣旨は了承いたしました、一番初めの問題につきまして政務次官は、住民投票が厳正公平に行われたか、これを都道府県議会が監視するために、こういうふうにとにされたといふお答えでございましたけれども、厳正公平にするといふことと、都道府県の議会の議決で慎重を期するといふことは、ちよつと問題が違ふやうな気がいたすのであります。直接請求は改正條文の第七十四條によつて厳正に行ふべきでありまして、住民投票は自治法その他の構成上最終的な意味があるのではないかという感じがいたしますが、ただいまの御説明ではその考へ方をかえるという感じを起さないものであります。これは本日でございますけれども、もう一度お考えを願ひたいと思ひます。

それから先ほど一点聞き落したのでありますけれども、附則第二條は昭和二十五年七月をもつてその効力を失うものであります、今かかる改正を行つて復元を容易化することは、新たに問題を惹起するものであつて、一部の政治的支配欲を有する者の策動を誘発して、住民を不安定状態に陥れ、ために地方行政の紛糾を招来するおそれがあるといふ考へ方も一部にあるのであります、そういう懸念があるかないか、それについても御答弁をお願いいたします。

さらに戦時中のいろいろな措置の復元といふことに關連して、もう一点お伺ひしたいのであります、シャウブ勧告は税制に対する勧告であり、すけれども、この税制に対する勧告を通じて感ぜられることは、大体消費税とか流通税といふものは府県税にまづ、直接税、府県税のやうなものは市町村税としてまとめる。その他あらゆる條文に流れておる考へ方から読みとられるものは、今後の地方行政、地方自治は、市町村が自治の基本である。そして府県は、いわば市町村の連合体、あるいは市町村のせわ役といふやうな位置に下るべきである。現在までは、内務省の官僚機構の考へ方は、府県には非常に信頼がありましたが、市町村にはなほは信頼が薄うございました。しかしこれから地方自治は、市町村を自治の基本として運営して行くように、だん／＼かわつて行くべきであるといふやうな考へ方が、このシャウブの税制改正の勧告から読みとれるのであります。そういう考へ方から推して参りますと、地方事務所と申しますものは、現在ではいろいろな任務を有しておられますけれども、これは昭和十七年、戦時中に中間

機関と銘打つて、郡役所以来何もなかったものが、特に新たに設置せられるやうなことになるでござつたのであります。各府県知事あるいは自治庁などにおいては、出先機関の廃止ということに盛んに主張されておるのであります、私もそれに賛成でありますけれども、まづ府県当局みづから地方事務所のような出先機関を——これは郡役所廃止以来、十五年か何年か忘れましたが、長らくの間何もなかつたものが、戦時中に特に新しく設置された機関であります、これをやはり常態に復元するといふ考へ方から、何とか処理するお考えはないのか。それについての御見解をお伺ひしたい次第でございます。

○小野政府委員 川西委員の御質問に對して、私からお答えを申し上げ、さらに鈴木君から御説明をいたしたいと思ひますが、直接民主制の問題につきまして、先般川西委員からも御質問がございました、私からお答えいたしましたのであります、この人民投票を実施する。言いかえればわが国の地方自治の考へ方に、またこれを實施する上に、直接民主主義の考へ方が相当加味されて来たことは御説の通りであります。ただこの中で特に直接請求制度が地方自治法の中に取上げられて、この法律の制定以來すでに各地において實行いたされておるのであります、ただ問題は、この種直接請求制度が適正に行われておるかどうか。また適正に行うために一般地方住民が十分民主的な訓練ができておるかどうかといふやうな点で、この制度の運営が適正に行われておるかどうかといふこと、一つの尺度になるのではないかと

二十五年七月をもつてその効力を失うものであります、今かかる改正を行つて復元を容易化することは、新たに問題を惹起するものであつて、一部の政治的支配欲を有する者の策動を誘発して、住民を不安定状態に陥れ、ために地方行政の紛糾を招来するおそれがあるといふ考へ方も一部にあるのであります、そういう懸念があるかないか、それについても御答弁をお願いいたします。

さらに戦時中のいろいろな措置の復元といふことに關連して、もう一点お伺ひしたいのであります、シャウブ勧告は税制に対する勧告であり、すけれども、この税制に対する勧告を通じて感ぜられることは、大体消費税とか流通税といふものは府県税にまづ、直接税、府県税のやうなものは市町村税としてまとめる。その他あらゆる條文に流れておる考へ方から読みとられるものは、今後の地方行政、地方自治は、市町村が自治の基本である。そして府県は、いわば市町村の連合体、あるいは市町村のせわ役といふやうな位置に下るべきである。現在までは、内務省の官僚機構の考へ方は、府県には非常に信頼がありましたが、市町村にはなほは信頼が薄うございました。しかしこれから地方自治は、市町村を自治の基本として運営して行くように、だん／＼かわつて行くべきであるといふやうな考へ方が、このシャウブの税制改正の勧告から読みとれるのであります。そういう考へ方から推して参りますと、地方事務所と申しますものは、現在ではいろいろな任務を有しておられますけれども、これは昭和十七年、戦時中に中間

思うのであります。従いまして具体的に市町村の分離問題に関する一般住民投票に關して、さような事實があるかどうかということにつきましては、全面的にさような事實がなく、公正に行われておるのであるということをはっきりいふことは、あるいは困難ではないかという実情があるように見受けられておるのでございます。

なお地方事務所の問題につきましても、川西委員から種々の御意見を拜聴いたしましたのでございますが、私の説明に加えて、さらに具体的な問題につきましては、鈴木部長から御説明申し上げたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 地方事務所の問題であります。これは戦時中いわば府県の現地出先機関といたしまして、国と町村との間の連絡をはかるということを中心として、設けられた機関であります。その後各地方におきましては、これを府県が條例によつて一つの事務所として設けるといふ形になりましたので、大体従来の地方事務所がそのまま踏襲せられて、今日に至つておるわけでありまして、お話をごとくシャープ勧告の趣旨がいよいよ實現するということになります。すなわち、市町村が第一次的な行政単位になり、市町村において処理できないようなものが、府県において処理せられるという形になつて参りまして、府県としては従来のような地方行政の根幹組織であるという点が、いささか地位がかわつて来るわけでございますが、その点地方事務所はいかなる機能をシャープ勧告の結果に基きまして、府県が持つてあらうかということ、非常に大きな關係を持つて来ると思うので

あります。また同時に今日の地方事務所の実際の機能は、どういふ点にあるかと申し上げます。食糧の供出、その他やはり統制経済が行われております段階におきまして、その統制の裏づけをして行くような機能を持つておるわけでありまして、もし将来さういふような各種の統制経済が逐次撤廃せられるというふうなことになるならば、さういふ面におきまします地方事務所の機能というものは非常に縮小せられ、あるいはその必要がなくなるというふうにも考えられるわけでありまして、しかしながら一面この府県と市町村との關係が、シャープ勧告に基きまして、できるだけ別箇の機能において活動して行くということになります。

と、たとえば税の徴收等につきましても、独立した一つの機関を府県が持たなければならぬということになります。ならば、地方事務所の実態というものは、さういふ税の徴收というふうなものが、やはり非常に大きな役割の機關になつて来ると思ひます。これは府県の下町村等の区域において処理いたしますところの行政を、現地で処理するといふ必要が非常に強く認められる場合におきましては、どうしてもこれは必要だと思ひます。またその必要がだんだんと薄らいで来るというふうな情勢になりますならば、これは必要がなくなつて来ると思ひます。今日の大体各府県の状況を見ますと、一部の府県におきましては地方事務所廃止というふうなことが、審議会等の研究の結論として出ておりますが、まだ現実に地方事務所を廃止したというところまでは至つていないよう

であります。それと申しますのも、食糧供出その他の点におきまして、何らかのこのような機構がある方が、能率的な行政処理ができるというふうなところからであらうと思ひます。ただ地方事務所は町村を監督するといふような考え方で、これを運営するといふことは、もちろん今日の状態としてはこれはすべからざることであらう、かように考へておる次第であります。

○中島委員 ちよつと御相談いたします。木村國務大臣が御欠席で、小野政務次官もやむを得ない用事で退席しなければならぬということですが、質問は大抵は政務次官がおられなければ困るのですが、鈴木政府委員がおいでになりますから、事務的な質問だけにして、さらに次の機会におきまして要点は御質疑なさるやうに願つて、政務次官の御退席を承諾いたしましたと思ひますが、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員 それではさうにいたします。

○川西委員 ただいま一応の当局からの御答弁を承りましたが、地方事務所は戦時中の産物であることにはかわりないのでありますから、戦時中の諸措置を復元するといふ意味におきまして、現在ただちにとは申しませんけれども、これが廃止の方向に向つて行くべきものであるという考え方を持つておるものでありますから、機会あるごとに考慮していただきたいということに付言しておきます。

次に事務的なことにつきまして二、三点お伺ひしたいと思ひますが、ありますが、今回の自治法の改正條文の百

五十六條におきまして、現在までは法律のみによつておつたのであります。が「法律又は條例の定めるところにより、保健所その他の行政機関を設けるものとする。」といふふうに、條例という字句が新しく加つたのであります。現在中央地方を通じて行政整理が行われておまして、昨日もわれわれ委員の者より質問いたしました議會事務局の法制化につきましても、難色のある御答弁でありまして、諸種の行政機関を新設することを極力押えるという方向に、今考へておられるといふことは十分に承したのでありますけれども、條例によつて行政機関を新設しようといふ條文をここへ加へますことは、それと背馳するものではないかと考へる次第であります。終戦後の諸立法はなるだけ詳しく法律化したしまして、これを政令その他に委任することは極力避けておるのであります。この百五十六條の條例で特に予想せられておるものはどんなものであります。特に條例によつて地方的特色のあるものを予想せられておるのであります。それについてお伺ひいたします。

次に百二條におきまして、従来は地方公共団体の議會は、定例会を六回以上開くことになつておつたのであります。この改正條文によりまして、都道府県は四回以上と改められたのであります。これはなるだけ議會中心の地方政治、地方行政を行うといふ考え方に逆行するものであります。これはどういふ趣旨でかように改正になつたのであります。この夏われわれ委員が各府県を視察いたしました際にも、府県当局の意向は、この條文を四回以

上に變更してほしいといふような意見が強くつたのであります。その同じ問題を府県會議員に聞きましたところ、さうする必要はない。やはり六回以上の現行法のまゝがよろしいといふ反対意見が、逆に強かつたのであります。現行法を特に民主主義と逆行的に改正する必要性を、私はあまり認めないものであります。それについて御意見を承りたい次第でございます。

○鈴木(俊)政府委員 地方自治法百五十六條の改正によりまして、條例で行政機関が設けられるやうになることの結果、なるべく行政費を圧縮して行くといふ全体の考え方からして、必ずしも適當でないのではないかと、尋ねのようでございます。現在府県のいわば下部の組織といたしまして、地方事務所といふやうな、府県庁で処理をいたしております仕事の全面的、総合的な出先の処理機関が一つあるわけがあります。それが百五十五條で地方事務所が置けるといふふうになつておる点であります。これは條例で設置、廃止が自由にできるやうになつておるのであります。これに對しまして特殊な行政を処理しますための特殊部門だけの出先の行政機関といふものを置きます方法としては、現在百五十六條に法律によつてのみこれが置けるやうなことになるのであります。その最も顯著なものは保健所です。ありますが、全体の考え方といたしましては、地方事務所といふものがもし存続しておきますならば、ばらばらの機關をいろいろつくり出すよりも、できるだけ地方事務所においてまとめて処理するやうな仕方にした方がよいわ

けであります。しかしながら特殊な行政上の必要からして、地方事務所と別個の何らかの行政機関を設けなければならぬというようなことも府県としてはあるであらうと思ふのであります。必ず法律を一々出さなければならぬということができないというような形にいたしますよりも、やはり條例でそのような特殊な行政機関をつくられるという建前にいたしておいた方が、自治の本旨から言つて適當であらうということ、さういふふうにいしたしたのであります。またシャウプ勸告等から申しましても、都市の区域においての府県税の徴収というようなものが、市役所の機構を通じて徴収してもらふ、このようになつて行きますならば、現状通り特別の必要はないわけであり、むしろ府県の仕事と市の仕事の処理を、できるだけ系統を別にして処理して行くというようにすることによつて、責任の紛淆をなるべく来さないようにしようという、一種のシャウプ勸告の中にみとられます精神を拡充して参りますと、やはり市の区域で府県が税金をとり出す場合には、あるいはそのための税務出張所というようなものを、市の中に特別につくらなければならぬかもしれないと思ふのであります。さういふようなことも予言せられなくはございませんので、そのようなものも一応考えました上で、さういふような條例の定めるところで、特殊行政機関が置けるというようにいたしましたのであります。

第二のお尋ねの、都道府県の定例会を六回以上とありますのを、四回以上というふうに減らしました理由は、どういふ理由であるか、これはやや逆行ではないかというお尋ねでございますが、これはやはり都道府県議会は、府県内の各地から相当議員が選出せられておるわけでありまして、都道府県議會を頻りに開くということは、やはり相當の経費を要するわけでございます。また執行機関の部面といたしましては、議會がございますと勢い各事務を処理しております局からの、追加予算の要求というようなこともございまして、その処理のために二十日なり、あるいは大きな所では一月も、いろいろの問題が起つて、そして予算を編成して議會へ出すことになるようなことでありまして、勢い經費の膨脹を馴致するといふようなこともないと思ふのであります。また自治執行機関といつたしましては、そのために事務能率を、事務分量を相当下げなければならぬといふようなことがございまして、頻りに都道府県議會を開きますよりも、むしろ一回の會期を相當長くして、回数数を少くするといふ方が、少い經費で能率もよりよく上げていただくことができるであらう。執行機関側もその方が都合がよくはないかというやうなところから、大体四回ということにいたしましたのであります。この回数を決するにつきましては、各地方団体の執行機関、議決機関両者の代表で構成しておられます地方自治委員會に委ねまして、十分意見を練つていただきまして、政府といたしまして四回が適當であらうということにいたしました次第であります。また常任委員會といふものは、議會が閉会中でもあるわけでございますので、必要に応じて継続審議もできますし、また理事会はいつでも緊急事件がありますならば開

会できるわけでありまして、四回といふことにいたしましたとしても實際上の支障は起るまいというものが、政府のこの改正案を提案いたしました理由でございます。

○中島委員長 門司亮君。
○門司委員 きれめて事務的なものをだけを一応聞いておきたいと思ひます。が、ただいまの川西君からお聞きになりました問題については、今の鈴木政府委員の意見と、全然われ／＼は反対の意見を持つてゐるのであります。それは先ほどからもお話がありました通り、單に理事者の事務的の都合、あるいは議員の私的の都合によつて、最近非常に都道府県の問題の多い時期に、これが回数を減らされるということ、これは、まづたく時代に対する一つの逆行である、われ／＼は考えるよりほかには考え方はないのであります。従つてわれ／＼はいたしましては、従前の法律通りでいいというように一応考えております。答弁は聞きましてしたので、一応その点の押問答は避けたいと考えております。

それから次にお聞きしておきたいと思ひますことは、いろ／＼問題になつております戦時中に合併された市町村の分離の問題であります。理論から申し上げますならば、住民投票に対して、都道府県會議員の議決によつてこれを決するといふようなことは、當然許さるべきでないと考えているのであります。眞の自治体の意向は、いわゆる住民投票といふ住民の意向で左右されるべきもので、われ／＼はどこまでも住民投票といふものを尊重すべきものであると考えているのであります。ただいま相違されておりますものは、

この法律によりまして、附則の二の五項に有効投票の過半数という文字があるのであります。従つて住民投票とは言いながら、實際の住民の過半数の意見がまゝとなつたかどうかといふことは、一応疑問があると考えられるのであります。私もはつきりこれが實際上の住民投票の効果あらしめようとするならば、この有効投票といふことにならば、これを住民の選挙権を有する者の過半数の意見をもつて決すること、これは改めるならば、県会の介入する余地は全然なくなると考えているのであります。が、この点に対してどういふふうにお考えになつてゐるかということでもあります。

それからお聞きしておきたいと思ひますことは、東京都の区の自治制の性格の問題であります。自治法の附則の二の五項によりまして、大体東京都の区は自治区——多少意味は違ふかもしれませんが、現在はいさういふふうには考へられて、さういふ行政が行われておる。ところが施行令の方に行きますと、その自治区であるべき区の吏員については、都庁がこれを配属する。さうしてその事務を区長のもとで行わしめるというところになつておる。従いまして、問題の起りますのは、完全自治区でない。その長である区長だけが公選によつてなされておる。その公選でなされておる区長のもとに働きます吏員も、これを東京都長官が配属するといふことになつておる。さらに條例あるいは法律の内容等におきまして、区の事務に対しては條例でこれを定めることができるやうな規定が設けられておる。従つて区の自治制といふものはまづ表面だけの問題であつ

て、十分な行き方をしておらない。さらに問題は、その裏づけとなり得る財政の問題になつて参りますと、財政的の権限といふものをほとんど持つておらない。それでせつ／＼公選された区長の抱負経綫も行われないといふことになつて、現在の東京都の区といふものは、半身不随の形になつておる。しかしながらさうだからと言つて、今いろ／＼うわさされておりますように、都の二十三の区が完全に獨立して、二十三の市が東京都にできるといふことになると、これも行政上の面からやつ／＼いふものをこしらへるといふふうには考へられる。そこで問題は、東京都の各二十三の区が、自治区としての大体的構想と、大体的事務的な処理のでき得るやうな組織の変更が、この際必要ではないかといふやうに考へられるのであります。その点についての政府の御見解が、ありますならば、一応お聞かせを願ひたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員 第一のお尋ねは戦時中の合併をいたしました町村の分離投票の方法につきまして、有効投票の過半数がありましたが、請求が成立するといふふうにはしないで、選挙人の總数の過半数の賛成があつたときに分離投票が成立する、さういふふうにしたらどうかというお尋ねのようでございますが、これはある投票につきまして、一定の定足数を要求するといふ制度も考えられなくはないと思ふのであります。たとえば最高裁判所の裁判官の国民審査の際におきましては、一定の最低限度の票といふものが要求せられておるが、しかしながらこれは特殊の性格からいたしまし

て、十分な行き方をしておらない。さらに問題は、その裏づけとなり得る財政の問題になつて参りますと、財政的の権限といふものをほとんど持つておらない。それでせつ／＼公選された区長の抱負経綫も行われないといふことになつて、現在の東京都の区といふものは、半身不随の形になつておる。しかしながらさうだからと言つて、今いろ／＼うわさされておりますように、都の二十三の区が完全に獨立して、二十三の市が東京都にできるといふことになると、これも行政上の面からやつ／＼いふものをこしらへるといふふうには考へられる。そこで問題は、東京都の各二十三の区が、自治区としての大体的構想と、大体的事務的な処理のでき得るやうな組織の変更が、この際必要ではないかといふやうに考へられるのであります。その点についての政府の御見解が、ありますならば、一応お聞かせを願ひたいと思ひます。

て、十分な行き方をしておらない。さらに問題は、その裏づけとなり得る財政の問題になつて参りますと、財政的の権限といふものをほとんど持つておらない。それでせつ／＼公選された区長の抱負経綫も行われないといふことになつて、現在の東京都の区といふものは、半身不随の形になつておる。しかしながらさうだからと言つて、今いろ／＼うわさされておりますように、都の二十三の区が完全に獨立して、二十三の市が東京都にできるといふことになると、これも行政上の面からやつ／＼いふものをこしらへるといふふうには考へられる。そこで問題は、東京都の各二十三の区が、自治区としての大体的構想と、大体的事務的な処理のでき得るやうな組織の変更が、この際必要ではないかといふやうに考へられるのであります。その点についての政府の御見解が、ありますならば、一応お聞かせを願ひたいと思ひます。

て、むしろ非常に特例的なものであらうと思うのであります。一般の投票なり、選挙の原則といたしましては、選挙投票の自由が與えられておりまする限りは、棄権をすることは、やはり選挙人の自由でなければならぬと思つてあります。その中の一定数の者が必ず参加しなければ投票というものが有効に成立しないという建方をとりますることは、これはやはりどうも一般の投票の理論から申しまして適當でないのではないかと。その結果といたしましてある程度の投票強制というやうなことが、かりに法制化したとしても、事實上行われるやうなことになるまでは、投票理論といたしまして、どうも適當ではないのではないかと、いふ考へ方から、とにかく有効投票の過半数で事を決するというのが、大原則と考へられますので、その一般原則に従う方が適當であらう、こう考へておる次第であります。

それから特別区の問題でございますが、特別区につきましては、御指摘のように現在の制度が必ずしも全体として首尾一貫してない点があるように考へられるのであります。今後予定せられております一つの問題といたしましては、シャープ勧告に基づきまして、地方行政調査委員会というやうなものにおきまして特別区にどういふ事務を配分するか、あるいは都にどういふふうな事務を配分するかというやうなことは、当然問題になつて来ると思つてあります。そういうやうな研究によりまして、一つの根本的な原則が決められましたならば、これに基いて特別区についても法制上の地位というものを再検討すべきであらうと、こう考

えております。シャープ勧告に至ります前の段階におきまして、今御指摘の特別区にござりますところの都吏員を、区の吏員として区長が自由に任免するやうにしたかどうか、というやうな点を含めてのお尋ねのように存じますが、この点は特別区というものの性格にやはり結びついておる点だらうと思つてあります。現在の政令におきまして、都吏員が特別区に配属されるところやうな形をとりましたのは、特別区の性格の点もござりますが、なおいま一つは、これに従事いたしております職員地位の安定、あるいは職員の都全体の今までの過去の扱いというやうなものを考へまして、従来一人の市長なり、知事によつて任命されました都吏員であつたものが、特別区に配属せられた結果、まつたく別々の所遇を受けるということになり、恩給とかその他の点につきまして、いろいろ厚薄の扱いが出て来るということでは、職員全体の生活安定というやうな点から申しまして、必ずしも適當ではないというやうな点も加味せられまして、政令では現在やはり依然として都吏員で、都知事が任免するという形になつておるわけでありまして、これはやはり将来特別区の性格を根本的に再検討をいたしますときに、あわせて検討いたした方がよいのではないかと、いふやうに考へております。

○門司委員 さつきの問題であります。が、なおお聞きしておきたいのです。が、なるほど選挙の建前から申しますならば、一応そういう理論は成立つかと思ひます。もし部長の意見のようでありましたら、都道府県並びに市町村の境界の変更というものは、第七條

ではつきり規定しておるわけでありまして、従つて第七條で行けば事は足りるのであります。特に附則を設けたという原因は、これは特別の区なるがゆゑに、法律制定當時のことを考へますと、かくのごときものがあつたと私は考へておるのであります。従つて附則第二條というものは明らかに一つの特例法でありまして、ことに現状を見ますと、全国で相当数、三十あるいは四十というふうな私ども聞いておりますが、多くの訴訟沙汰がこれによつて起つて来ておつて、依然としてこれが解決されてない。来年一月までの期間でありますので、その間においてはつきりした黒白をつけないと、うやむやに葬り去られる危険が多分にある。將來こゝういふ問題が起つて来る。従つてこゝういふ問題はなるたけ特例は特例のやうな考へ方で処理して行くのが、よいといふやうに考へておるのであります。この点御答弁が願えればなおかつこゝうだと思ひますが、一応私どもの意見だけを申し上げたいと思つたのであります。

その他の問題につきましては、行政区画の変更その他でもお聞きしたいこともありますが、これはいづれ大臣なり、あるいは次官なりのお見えになりましたときに、なおお聞きしたいと思つたのであります。

○鈴木(俊)政府委員 分離投票の場合の問題でございますが、やはり私どもといたしましては、投票理論と申しますか、選挙の理論から申しまして、有権者の過半数が参加しない場合には、その投票が無効になるといふことになり、あるいはその多数が参加しない限りは、いつまでたつても分離が最終的

にきまらない、請求が成立しないといふことになりまして、それ自体としてもやはりお話のように、いろいろ問題があるように思ひますので、この点は現状のままの方がいいのではないかと、いふやうに考へる次第であります。

○中島委員長 立花敏男君。

○立花委員 請求権の制限の問題であります。請求権に關しまして、大体選挙に準ずるものとして、お扱いになつてゐるやうに考へられますが、そういったしますと、署名簿の縦覧という言葉があるのでござりますが、これは非常に問題ではないかと思ひます。御承知のように、選挙の秘密の保持といふことは憲法にも保障されておりました。選挙における投票の秘密はこれを犯してはならないといふことがはつきりあるのであります。もし署名を選挙に準じてお扱いになり、それに関する取締りあるいはその他の規定を選挙法に準じておやりになるとすれば、縦覧といふことは非常に不當ではないか。これは表面上非常に合法的のやうに見えますが、合法的な形で選挙権の行使に対する非常な圧迫になるのじやないかと考へられます。署名と申しますことは、投票にいたしたとしても記名投票と無記名とありますが、記名式の投票に準ずる、それに近いものだと考へられますが、記名といふことは決して縦覧させてもいい、公表してもいいという意味の記名ではございません。投票した者は何のたがひだといふ記録上の責任を明らかにしたものだと思ひますので、この縦覧といふことは非常に投票に準じた署名の圧迫になり、従つてリコール活動そのものの非常に大きな制限になると思つたのであります。

この点に対してまず御説明を承りたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 署名が選挙と類似する行為であるかどうかという点であります。これは選挙とは似た点もあり違つた点もある。一口に言へばさういふやうに言へると思つたのでござりますが、多数の選挙人が参加しなれば成立たない行為であるという意味におきまして、これはやはり選挙ときわめて類似した関係のある行為であると思つたのであります。しかしながら根本的に違ひます点は、選挙はあくまでも秘密に行き、記名投票を廃しまして無記名投票で、しかも何人もこれを監視してない所において投票箇に投ずるといふのが選挙の本質であります。それを憲法が保障いたしておるわけでありまして、署名と申しますのは、むしろ堂々と自己の住所、姓名を書きまして、こゝういふ点に対して諸願を考へますならば、これはいわば諸願の権利で、諸願といふのは、堂々と住所と姓名とを署して、意見具申するのでありますから、これはいわゆる投票の秘密という原則が、ここには当然及んで来ないといふやうに考へる次第であります。

○立花委員 選挙とは違ふ面もあり、同じ面もあるとおつしやるのでござりますが、實際上この規定によりまして、選挙の取締りあるいは選挙に関する諸願あるいは提訴の規定を準用になつておられます。ほとんど選挙と同じやうな扱い方をなさつておられますし、私どもの考へるところによりまして、本質的には選挙と同じやうな性格を持つてゐるのではないかと考へておりま

すので、一面においてそういう選挙に準ずる規定をお入れになり、あるいは一面において選挙の本質とは違ふような、縦覧という規定をお入れになることは、いわば有利な面だけをとつて、不利な面だけとはならないといふうなことを、なさっているのではないかと考えます。実際の問題といたしまして、たとえば町村におきまして町のリコールあるいは村の首脳部のリコールというような問題になつて参りました、裏長屋のおかみさんたちが、ふだん偉い人だと思つてゐる方、あるいは多少ともお世話になつてゐるような方のリコール署名をいたしまして、それを縦覧に供されるような場合には、これは非常に大きな無言の圧迫があるものでありまして、こういうものを、選挙と違ふ面があるから縦覧させてもいいのだというような形式的なことでおやりになつては、実質上の署名運動が成立しないではないかと考えます。この点ここで問答しても仕方ありませんので、もう一度お考えおきくださるようお願いを申し上げます。

それからおもう一つは、私少し計算をして見たのですが、この間逐條的に部長が御説明になつた場合に、この署名簿の署名の証明、あるいは縦覧の期間を経て、あるいはその後の訴願の決定を経て、初めて長に対して請求することができるとおつしやいましたのですが、最悪の場合、長に提出するまでに要する期間は、私の計算では約七箇月ぐらゐになるのではないかと、部長の計算では一体どれくらいになりますか、参考のために聞きたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 正式に署名に關

するすべての問題が解決して受理されるまでに、どれくらいかかるかというお尋ねでございますが、その点はなお行政課長から詳しく申し上げるようになさせていただきますけれども、大体署名を非常にぎり／＼にとりまして、必要な署名数の、たとえば五十分の一あるいは三分の一という数をとります場合には、やはりある程度のミス計算をいたしまして、一割なり二割なりの署名を余計とするというのが、請求運動の原則的な行き方だろうと思ひます。一割、二割余計とりましますならば、かりにその中に五分や六分の署名の違法なるものがございまして、そういうようなものは実は何ら争ひ実益を生じないのであります。三分の二有効な署名さえそろえますならば、あと問題は起らぬのであります。有効署名が三分の一に達しないという場合において、残りの五分なり六分なりの署名を、あくまでも最後まで争つて、そして三分の一に達するようにするということになるわけでありまします。そのために相当期間をはかることはありますが、今までの一般の訴訟の原則から申しますと、とうていこの一年以内には最終決定にはなりません。ほとんどぎり／＼に詰めまして、各種の争ひの期間を短縮いたしましたわけでありまします。従つて短縮はいたしましたけれども、やはり訴訟をするということになりますれば、相当費用がかかるような場合もございしますから、おそらく小さな町村等で請求をするに必要なる署名を得ますためには、むしろまたあらためて署名をやり直す方が、費用もかからず簡単に行くという結果にもなると思ふのでありまして、非常に争ひの期間が長いといふ

このために、直接請求に制限を加える結果にはむしろならないというように考へておるわけでありまします。

なお期間の点につきましては、行政課長から御説明を願ひます。

○長野説明員 ただいまの署名の争ひの間の期間の計算でございますが、七十四條の二に規定いたしておりますように、まず署名の効力を市町村の選挙管理委員会が決定いたしますのに二十日かかります。その次にその日から七日間に一般の選挙人の縦覧に供するのでありますから、それで二十七日かかるわけでございます。その次に縦覧の期間中に異議のあるものは、署名に申立てをいたしましたから十四日、これは縦覧の一番最後の日に異議を申し立てるといたしまして、その次に十四日を加えたといひますと、これで四十一日かかるわけでございます。その次に市町村の場合でございますと、その異議の決定にかかるとは、さらに地方裁判所に十四日までに訴訟を提起するわけでございますので、これで五十五日かかります。地方裁判所が裁判をいたします場合には七十四條の二の最後の項にございしますが、訴訟の判決は百日以内にこれをします。この場合にはそれに百日加えますので、従つて百五十五日かかる。これをさらに控訴はできないが上告はできるといふことで、さらに最高裁判所まで持つて行くといふことになりましますと、それに上告期間の十四日、それから裁判期日の百日といふものを考えなければならぬ。従ひまして二百六十九日かかるということになります。この場合には行政庁の署名簿の署名に對しますところの証明が

一応きまりましたならば、これに對しては不服がありましても、不服のあるものは地方裁判所に持つて行きましても、直接請求の手続としては通常そこから発足をいたしますので、最初の二十日と七日それから十四日を入れた四十一日を過ぎましたならば、通常の場合にはその選挙管理委員会の署名の証明が、たとえば住民の選挙権を有するものの三分の一ないし五十分の一の有効署名があるという証明がありましたならば、ただちに請求の手続が開始できるということになるわけでありまします。

○立花委員 今のお話によりましますと、最高二百七十日かかるというのです。この二百七十日の上にはまだ実は九十日かかります。と申しますのは最初に署名代表人の証明書をもらわなければいけない。それからその間に署名をとる期間が一箇月間あります。それで七十日ぐらゐ。最後に長に出しましてから議院に送るのに二十日かかる。だから二百七十日の上に九十日でありましてから、実際に署名に着手いたしましたから、三百六十日、ちやうど一年かかる。これでは直接請求のような緊急な問題が実はその効力を失うのじやないか、それを議院に出されるのが三百六十日目であります。議院で審議が長引きますと二年越しになる。こういうことは当然予想されますので、これはもつと何とかいたしませんとせつかくの直接請求権が何にもならないのじやないかといふふうに言へると思ひます。この点もう少しお考えくださつてはどうかと思ひます。

それからもう一つ質問いたしたいと思ひますが、実は選挙管理委員会の性

格の問題でございます。選挙管理委員会は事務的なものであるといふことは、今の地方自治法にもはつきりうたれておりますし、それから本第六国会にも、前の第五国会にも、選挙法を制定する特別の委員会がございましたが、この委員会が各党一致してつくりました選挙法案の内容を見ましても、選挙管理委員会は事務的なものだといふふうに、はつきり規定されております。ところがこの提示されました改正案によりましますと、選挙管理委員会は事務的なものでなしに、實質的に非常に大きな権限を持つて来ておる。特に目立ちますのは七十四條の三の二項にありましますところの選挙管理委員会による實質的な審査の問題です。これは司法面とも關係して参りまして、一度法務總裁にでも来ていただいて、お聞きしなければならぬのじやないかと思ふのですが、「詐偽又は強迫」についての訴えを實質的に審査いたしました、それによる署名の有効、無効を決定するといふ重大な権限が、事務的であるべき選挙管理委員会に新たに與えられておるのであります。これは司法権の侵害ではないか、従来の地方自治法あるいは前国会、本国会でやつておりますところの、新しい選挙法案の規定するところの選挙管理委員会の性格と、大分違ふのじやないかと考えられます。この点についてぜひ法務總裁の御意見を承りたいと思ふのですが、自治庁としての御見解を承りたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 最初の署名が有効に成立いたしますまでの期間の問題でございますが、この点はちよつと誤解をしておられるように存じますの

で、念のために申し上げさせてもらいたいと思います。最高裁判所で最終的に署名の有効、無効が決定いたしますまで待たなければ、請求が受理せられないということではなくて、選挙管理委員会におきまして署名の審査が終り、異議がありましてもに対しては、異議の決定をいたしますが、その異議の決定がありましたならば、それによつて行政権の行為は終るわけでありす。それによつてたまたま署名の有効、無効の基礎ができて、署名を受理するかしなにかをきめるわけでありす。あとの争いは司法権の機関により争ひになつて参ります。そういう司法裁判所の行為によつて、行政権の執行を停止せられておるといふ行政事件訴訟特例法の原則に従ひまして、かりに訴訟が起つておりましたも、それはそのまま署名請求の受理の方はやつてしまふのであります。そうして投票もやつてしまふ、こういうことになるわけでありす。従ひまして今の全体の計算は、いわば理論的な計算でありまして、こういうようなことが実際に起るといふことはまず／＼考えられませんが、かりに起りましたも、今申し上げましたように、最初の審査期間の二十日、縦覧期間の七日、決定期間の十四日、合せて四十一日ありますれば、かりに争ひがありましても、そこできまつてしまつて、その前提に基いて投票が行われる、こういうことになるわけでありす。この点は誤解がないように、ひとつお願いいたしたいと思ふのであります。

それからいま一つの、選挙管理委員会の性格から申しまして、詐偽または強迫による意思表示を無効とするとい

う審査をすることが、不適当ではないかというような趣旨のお尋ねのようでございますが、この点につきましては、実は現行法におきまして、何ら規定がございせんために、市町村の選挙管理委員会自身が強迫に基いたような署名につきまして、これを無効であるといふような形の審査をしておるようなものもあるように見受けられるのであります。そういうようなことでは適当でありませんので、はつきりとそのよ

う審査をするのであります。大体御説明によつて了承いたしました。それなればよいに正

に私は七十四條の三の詐偽または強迫による署名取消しということとを、選挙管理委員会が決定することは、非常に危険であると考えます。部長の説明によりますと、国会が興えれば成立するのだといふようなお考えであるといふことを言われたと思いますが、私もこれを興えることは非常に危険だと考へるのです。なぜなれば何ら十分な手足を持たない事務的な機構としてつくられておる選挙管理委員会が、どうして詐偽あるいは強迫といふことを認定するのか、非常に大きな問題であります。選挙管理委員会自体としてならば、自治法の中における選挙管理委員会自体の規定まで根本的にかへなければ、こういう権限は選挙管理委員会に持たせられないのではないかと。單に七十四條の三を挿入することによつてのみ、選挙管理委員会の性格を根本的にかへることは行き過ぎではないかといふふうに考えますが、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 詐偽または強迫による意思表示は、これは民法上も無効である。あるいは取消し得る。こういうことが民法の規定にあるわけでありす。公法上のある特定の公職にありまする者を罷免するとか、あるいは

を提示して署名を求めるといふような例が、相当あるのであります。そういうようなことでは公正な請求権の運用はできないと思ひますので、實際上は無効にする必要があると思ふのであります。それから詐偽または強迫といふ事実を、だれに認定させるかといふことでもあります。選挙管理委員会に認定させることができないといひます。ならば、これは結局裁判所に認定させるというふうなことになると思ひますが、かりにそういう行為を今の裁判所の機構組織でやれるかと申しますと、これはどういふ裁判所の能力に余ることであると思ふのであります。のみにならず期間がいよ／＼長引きまして適當でありませんし、またそういうふうな第一次的な行為の決定を裁判所がやるということとは、やはり裁判権と行政権との根本の分界から申しましても、適當でないと思ひます。従つて署名の効力の決定といふことは、形式的審査は少くとも現在におきまして、選挙管理委員会が選挙に関する事務、あるいは投票に関する事務としてやつておるわけでありまして、実質的署名の効力の審査を選挙管理委員会がいたしたとしても、これはさしつかへがないのであります。また選挙管理委員会に関する根本規定から申しまして、選挙管理委員会は選挙に関する事務及びこれに關係のある事務を管理するといふことが、百八十六條に明示せられておるわけでありまして、これは選挙自身に關係のある事務、投票に關係のある事務であらうと思ひますし、かりにそうでないといひましたとしても、少くともこれに關係のある事務であると

○立花委員 以上は見解の相違に

いうことは言へると思ふのであります。現在の選挙管理委員会の性格をこれによつて変更するものでは全然ない。かように考へる次第であります。

○立花委員 これ以上は見解の相違になるのですが、今部長がお述べになつた百八十六條でございますが、百八十六條におきましてもこれに關係する事務、あるいはこれに關係ある事務と書いてありまして、詐偽あるいは強迫による実質的な審査などをやるということとは、どこにも書いてないと思ふ。しかし部長のお言葉によりますと、裁判所がやるよりも選挙管理委員会がやつた方が、早くできるというふうな便宜主義では、これは片づけられない問題だと思ひます。大きな選挙権に準ずるような特別請求権の効力を決定するといふふうな、いわば根本的な人権に關する重大な問題でありまして、これを一事務機關である選挙管理委員会が、実質的に決定するといふことは、重大な問題であらうと思ひます。この問題は当然法務府の意見が聞かなければならないと思ひますので、委員長の方で適當に法務府の意見が聞けるようにおはからい願ひたいと思ひます。大体直接請求の項だけの質問を以上で終りまして、あとの項に關する質問は次に譲りたいと思ひます。

○中島委員長 大泉寛三君。

○大泉委員 私はこの前議会の同意を得て就職した公務員が、議会の議決によつて解職を要求された場合に、どうなるかという質問をしたのであります。が、これに対して政府から私の希望に沿うようなお答えを求めたために、時間を置いてあつたのであります。それからそれに関連してつけ加えて

おきたいのは、地方自治警察が設置せられてから、公安委員というものは有効な業績をあげておられたいというように思うのであります。それは何だかという、やはり公安委員が警察に対する力がなさ過ぎる、また公安委員の性格が警察の力に上まるほどの力がないからであります。そうして公安委員の資格に対する法規がきわめて厳密であつて、一党一派に偏してはいけなかつたか、あるいは一党から一人以上の委員を出してはいけなかつたか、きわめて厳密な制限を加えておられる。その結果何らかの団体に属しておられるとか、政党に属しておられるとか、いろいろな法規に抵触するから、つとめて団体や政党に参加してはいけなかつたか、あるいは医師とか、女だか男だかわからないような人をみんな公安委員にしておられる。その結果どうも警察に対するにらみがきかないということが見られるのであります。こうしたことを改正する意思があるかないかということも、つけ加えて聞きたいと思ひます。

○中島委員長 第二段の御質問は議員大臣が増田官房長官の所管に属する仕事でありますから、御質問の要旨は両方に通じましていずれお答えをしてもらうようにいたします。

○鈴木(俊)政府委員 前回の委員会における大泉委員からのお尋ねでございますが、知事が都道府県議会、あるいは市町村長が市町村議会の同意を得まして、任命をしたような各種の委員につきまして、議会が不信任議決とか、その他の方法によつてこれを罷免するといふような制度は考えられないかといふお尋ねのように承知いたします。これはひとつのお考えであると存じま

すが、現在住民の請求によりまして行ふところの、罷免のための直接選挙といふ制度をとつておられまして、同時にまた知事が委員等の非行をあげまして、あるいは不適当なるゆゑをあげまして、議会に訴えて弾劾をして、これを罷免を議会によつて決するといふ制度は、公安委員につきましては現在警察法の中に規定せられておられるように思ふのであります。そこで任命にあたりましては、知事あるいは市町村長が議会の同意を得て選ぶということに關連して、議会の方から直接的に委員を罷免するといふ議論をいたすといふ制度も、考えられないことではないと思ひますが、任命権が知事あるいは市町村長という執行機関に與えられておられる以上は、かに議会の議決によつて罷免の制度を考へるといたしまして、知事、市町村長からその事実をあげまして、ちよつと今の警察法の公安委員についての規定と同じような規定で、議会にこれを提示して弾劾をしてもらふ、こういう形の方が今の執行機関と議決機関との關係から申しますと、適當ではないかと思ひます。但しこれもいづれもいくつかの問題で、ぜひともそうでなければならぬといふことはございせんが、公安委員等につきましてはそのような制度もございせん、そういう形がお考えを實現する方法としては、より適當ではないかと考えます。

○中島委員長 大矢省三君。

○大矢委員 ごく簡単に二、三お伺いします。参考資料を見ますと、多くのリコールが行われている。しかもその理由というものは、きわめて薄弱なものに相当するのであります。リコールされる原因は、この参考資料によつて

よくわかりますが、リコールされた後における状態は知ることができない。そこでもしそれらに關しての調査ができておりますならば、それをひとつお聞きしたいと思ひます。

それからリコールが公平に行われるような改正が、内容に盛られておられますが、町村のリコールといふ問題について、かりに投票の過半数といふことをきめると、三分の一しか投票のな場合、その過半数といふと、さらに少くなるのであります。自治体住民の意思を尊重するためには、どうしても実質において、もつと考慮しなければならぬと思ひます。先ほどの立花君の質問に対して、非常に簡潔になつたといふお答をしておられますが、一体どういふふうな簡潔になつたのか。リコールは日なお浅いのであつて、十分効果を上げておりませんけれども、住民の權利として新憲法に定められておるから、あくまでも尊重しなければならぬといふ建前を私はとつておられる。そういうことについて具体的にどれほど簡潔になつたか。あるいはこれによつてどういふ弊害が除去されたか。私が今申しましたような逆の結果を來しているような事実はないかどうか。それから七十五條のいわゆる監査請求権ですが、大臣の説明書にも公安委員といふことが新たに書いてあり、この間承つた説明もそうなつておられる。この点は選挙管理委員会、教育委員会だけでなく、「その他法令又は條例に基く委員会」云々と書いてあり、公安委員会は條例に出ておるのであるからして、当然権限には入るのでありますけれども、この二つを入れておきながら、條文には公安委員会が抜いてあるのです

が、説明通りこれに公安委員会を加へる意思があるかどうか。あるいは故意に落したのか。私は説明通り入れてもらいたいという希望なのであります。が、その点どうお考えですか。

○鈴木(俊)政府委員 リコールの原因となる事実等の資料はあるが、リコールが成立した後の市町村の状態はどうなつておられるかといふ資料がないから、その点の資料を出せといふような御趣旨のようでございますが、実は地方自治庁といたしまして、リコール成立前のいろいろの原因、その他につきましての調査はあるのであります。が、リコールが一応成立いたしましたから後の状態は、まだあまり調べたものがございせん、断片的な報告等を聞いておる程度でありまして、差上げるほどのまとまつた資料はありませんで、はなはだ遺憾であります。この点は御要望に應じかねると思ひるのであります。

それから第二点の選挙の際に得ました投票よりも、より多く罷免を不當だと認める投票がある。いわば選挙のときよりもより多くの支持された投票があるにかかわらず、なおかつ罷免投票が多くて罷免された、そういうような例があるといふお話でございます。そういうような例も棄権者のいかにによりましては、理論的にも出て來ないことはないと思ひますが、その場合に、先ほど門司委員からも仰せになりました、投票につきまして一定の定足数を要求するといふようなことにすれば、そんな都合がなくなるのじやないかといふような御趣旨のようでありまして、しかし分離投票の場合には、分離をするかしないかといふ事実

を決定するための投票でございますから、過半数に達しなければ投票が無効だといへば、結局分離をするかしないかといふ事実を決定することができないことになりまして、これは定足数を法律上あくまでも要求するといふことは、むりだらうと思ひるのであります。

ところがリコールの方につきましては、最高裁判所の裁判官の罷免につきましては、これはたしか選挙権者の二分の一の者が参加しなければ、その投票といふものは成立しない、こういうことになつておられます。成立しないといふことは、結局現状のままその地位が持続されるという決定になるわけでありまして、従つてこれにつきましては、理論的に申しますと、かりに定足数を設けましても、さしつかえないといへばさしつかえないわけでありまして、しかしそういうようなことは、今の国民審査法自体につきましても、裁判官の地位をなるべく安定させるという意味から申しますと、そういう定足数を設けることがいひのであります。投票理論から申しますと、どうもそういう定足数を設けるということとは、適當ではないといふ、また逆の論があるわけでありまして、地方公職にありまされるリコールについても、そのような制限を設けることは、選挙の大上段の理論といたしましては、どうもやはり適當ではないのじやないかといふふうな考えられるのであります。

それから第三のお尋ねの、どの程度一体簡潔になつたかといふことでございまして、これは資料の中にも二、三現在の直接請求のために、どの程度一

上げてあると思いますが、その中で署名の審査だけについてみましても、一番短かいのが二十四日、一番長いのは百十日かかっております。この法律では二十日間に市町村の委員会は審査せよ、こういうようにしてあります。が、現在ではどうなつておるか申しますと、最低が二十四日、長いのが百十日というのが、私どもの方に来ておる例であります。平均いたしまして、大体五、六十日見当はかかつておるような状態です。そういうふうに非常に短縮できて参りますし、訴訟、訴訟ということになりますと、裁判にはいつまでに裁判をせよという制限が現在は全然ございません。ところが今度は百日間でやるように努めろ、こういうふうに書いてありますので、この点も非常に短縮せられることになるわけがあります。その他もし御必要であれば、現状と改正後の状態との比較表のようなものをつくつて差上げてもけっこうだと思います。

監査請求権であります。これは特別の他意があるわけではございませんで、公安委員会というのは、たとえばリコール等の場合には警察法との関係で、せひこつちに書いてくれといううなことがありまして、現にもうすでに入つておると思つてあります。この監査請求につきましても、お話のように法律上は当然「法令又は條例に基く委員会」として、その対象になるわけです。

○大矢委員 今お尋ねしましたように説明書の中にも明らかにしてあるが、公安委員会は非常に一般に関心を持つておる、普通の委員会とは違ふのであります。従つてこれを監査できる

ことが法文の上で、すぐに見ることが出来るならば、いわゆる法文の説明の内容にふさわしい文面になります。が、説明には加えて、この法文にはのけてある。のけるなら教育委員会も選挙管理委員会も、法令で定むるものは全部と見られるように、「法令又は條例」だけ書けばよいのであります。これをに入れてさしつかえないかどうかをお聞きしたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員 これは選挙管理委員会とか、それ／＼自治法の中に本来的な規定がありますものは、必ず関係のありますときには抜き書きをするようにいたすのを原則にいたしております。が、教育委員会とか、公安委員会というような特別法によりまして設けられた地方団体の機関につきましては、必ずしもすべて自治法の中に掲げることとはしないという原則をとつております。しかし一々全部きちようめに書き上げることにはいたしても、もちろん実際としてはさしつかえないと思つております。

○中島委員長 今日質問はこの程度にいたしておきたいと思つております。明日は午前十時から委員会を開会いたしまして質疑を続行いたします。

午後零時五十九分散会